

○椎葉村移住定住促進住宅使用条例施行規則

(令和3年3月8日規則第3号)

(趣旨)

第1条 この規則は、椎葉村移住定住促進住宅使用条例（令和○年条例第○号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき椎葉村移住定住促進住宅（以下「住宅」という。）の使用に関して必要な事項を定めるものとする。

(住宅の名称等)

第2条 番号、住宅の名称、構造、位置等は、別表第1のとおりとする。

(賃借料)

第3条 住宅の賃借料は、別表第2のとおりとする。

(住宅使用に関する様式)

第4条 住宅使用に関する申込書等様式は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 椎葉村移住定住促進住宅入居申込書兼使用許可願（様式第1号）
- (2) 椎葉村移住定住促進住宅入居決定通知兼使用許可書（様式第2号）
- (3) 退去届（様式第3号）
- (4) 連帯保証人誓約書（様式第4号）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条関係)

番号	名称	構造	位置
1	尾田山中住宅	木造平屋建て	下福良283-1

別表第2(第3条関係)

番号	名称	月額使用料
1	尾田山中住宅	15,000円

様式(第4条関係)

椎葉村移住定住促進住宅入居申込書兼使用許可申請書

[別紙参照]

椎葉村移住定住促進住宅入居決定通知兼使用許可書

[別紙参照]

退去届

[別紙参照]

連帯保証人誓約書

[別紙参照]